

(別紙)

日常生活支援契約 重要事項説明書

第1条（事業主体の概要）

主たる事務所の所在地	横浜市神奈川区反町2-15-14 ヒルトップ反町2階
会社名	一般社団法人シニアライフカウンセラー協会 (屋号：シニアライフ相談サロンめーぷる)
代表者	代表理事 松本 直之
電話番号	045-324-0808
FAX番号	045-534-5793
設立年月日	令和3年6月22日
対応体制	午前10時～17時 上記「電話番号」にお電話ください。

第2条（本サービスの内容・対象）

【サービス内容】	【①契約内容に含む】 【②対象外です】
日常生活の支援(買物代行、病院付き添い等)	①契約内容に含む
施設等の見学同行	①契約内容に含む
緊急支援	①契約内容に含む
入退院手続きや高齢者施設へ転居する際の入所手 続支援・退所手続支援	①契約内容に含む
高齢者施設への入所・入院手術の身元保証	②対象外です
死亡または退去時における身柄の引き取り	②対象外です
賃貸物件における身元保証・家賃保証	②対象外です
財産管理	②対象外です
死後事務（火葬・納骨・埋葬、官公署の手続きな ど）	②対象外です
成年後見・任意後見	②対象外です

※死後事務委任契約・身元保証・財産管理・任意後見は別途締結が必要です。

第3条（料金）

1 以下の支援日時及び依頼日別表に従い、乙（以下、利用者様という）は、甲（以下、「当協会」という）に同表サービス料金額記載の料金をお支払いいただきます。なお、入会金、月会費等はありません。

支援日時	依頼日	サービス料金額（1時間あたりの金額・税込）
平日昼間（午前10時から午後6時まで）	2日前まで	3,300円
	前日・当日	4,400円
休日祝日昼間（午前10時から午後6時まで）	2日前まで	4,400円
	前日・当日	5,500円
平日夜間（午後6時から午後8時まで）	2日前まで	4,400円
	前日・当日	5,500円
休日祝日夜間（午後6時から午後8時まで）	2日前まで	5,500円
	前日・当日	6,600円

2. 利用者様が依頼してから2時間以内に当協会の駆けつけ及び本日常生活支援サービスの提供が必要である場合、そのサービス料金額は、前項にかかわらず2時間まで1万6500円（税込）とします。本項の対応が2時間を超える場合、2時間を超える部分については、前項の支援日時別及び依頼日別表の「サービス料金額」記載の金額と同様の金額とします。
3. 本条第1項の「サービス料金額」について、「1時間あたりの金額」を記載しているところ、当該時間は、当協会が乙の支援場所まで訪問する往復移動時間を含めません。
4. 本条第1項記載の「サービス料金額」について、サービス料金に当協会の交通費及び買い物の際の購入費等の実費は含まれず、同費用は別途利用者様に負担いただきます。
5. 本条第1項記載の「支援日時」について、「平日」とは月曜日から金曜日の各日をいい、「休日祝日」とは、土曜日・日曜日、年末年始（12月31日から1月3日）、ゴールデンウィークとして甲が通知した日、及びお盆期間として甲が通知した日をいいます。

第4条（預託金の有無）

今回の日常生活支援契約に基づいて、預り金・預託金が発生することはありません。

第5条（解約）

利用者様が、本契約を解約しようとする場合、契約期間満了の30日前までに、書面により解約を申し出てください。

第6条（判断能力低下時の対応）

契約継続中に利用者様の判断能力が低下したと当協会が判断した場合には、利用者様の同意を得たうえで、任意後見契約を締結している場合は、任意後見受任者へ伝え、任意後見契約を締結していない場合は、補助（保佐、後見）開始の審判の請求を勧めます。

第7条（損害賠償）

当協会は、本契約に基づくサービスの提供に関連して、当協会の責めに帰すべき事由（債務不履行又は不法行為）により利用者様に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

損害賠償額の上限は、当協会に故意又は重大な過失がある場合は、当協会は利用者様に生じた一切の損害を賠償します。当協会に故意又は重大な過失がない場合は、直近1ヵ月分の利用料金相当額となります。

第8条（報告）

本契約に基づく対応を行った場合には、当協会は利用者様に翌月末までに文書で報告します。

第9条（寄付や遺贈に関する取扱方針）

- 1 当協会は、利用者様からの生前贈与ないし死因贈与・寄付・遺贈等、その他名目を問わず、当協会の提供した労務ないし委任事務の対価とはいえない金員の授受をお断りしています。
- 2 遺贈寄付などをご検討される場合、当協会において、遺贈寄付先として適当な第三者をご紹介させていただきます。

第10条（秘密保持及び個人情報の取扱い）

- 1 当協会は、本契約に基づく日常生活支援を遂行するために必要な範囲において、利用者様の個人情報（要配慮個人情報を含む）を、関連する施設、医療機関、行政機関又は当協会が業務を委託する者に対して提供することがあります。
- 2 当協会は、利用者様の個人情報の保管、管理及び廃棄等の具体的な取扱方針及び管理体制について、当協会が別途定める「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を厳守します。

第 1 1 条（事業継続のための対応方法）

- 1 当協会は、地震、風水害その他の重大な災害等の不測の事態が生じた場合においても、本契約に基づく日常生活支援等の必要なサービスを可能な限り継続して提供できるよう、あらかじめ事業継続計画（BCP）を策定し、適切な連絡体制および業務遂行体制の維持に努めます。
- 2 当協会の倒産、事業の清算、その他やむを得ない事由により、本契約に基づくサービスの継続が困難となることが見込まれる場合、当協会は、直ちに利用者様に対してその旨を通知し、十分な説明を行います。必要に応じて、当協会と同等の身元保証等サービスを提供する他の信頼できる事業者への引継ぎや紹介を行うなど、誠意をもって対応し、必要な支援を行います。

第 1 2 条（苦情等の申出先）

本サービスに関するご相談、苦情等は、第 1 条記載の電話番号までお申し出ください。

上記内容について説明を受けました。

乙

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ ⑩

（以下余白）